

1. 件名：「東通原子力発電所1号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(63)」

2. 日時：令和2年10月8日(木)13時30分～14時55分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官、中村主任安全審査官、佐藤主任安全審査官、永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、磯田係員
東北電力 土木建築部 部部長 他14名

テレビ会議システムによる出席

5. 要旨

(1)東北電力から、本年10月2日に開催された第902回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における、原子力規制委員会からの指摘事項について、本日の提出資料に基づいて、それらの趣旨の確認があった。

(2)各指摘事項の内容に係る認識を相互で確認した後、原子力規制庁から、以下の項目に対して、再度、趣旨を説明した。

- ・ 緊急時対策建屋付近の地下構造(速度構造)についても説明性向上の観点から示すこと。
- ・ プレート間地震(M9)の震源モデルについて、三陸沖北部から宮城県沖にかけて南側に連動するモデルとしているが、長周期の影響等を踏まえ、三陸沖北部から根室沖にかけて北側に連動するモデルについても地震動評価を行うこと。
- ・ プレート間地震の経験的グリーン関数法の評価において、要素地震選定の適切性や統計的グリーン関数法との評価結果の差について説明すること。

(3)東北電力から、指摘事項に関する趣旨は確認できたこと、また、コメント

リストについては修正したリストを次回ヒアリングにて提示する旨の回答があった。

- (4)引き続き、東北電力から、平成26年6月10日に申請のあった東通原子力発電所1号炉の設置変更許可申請のうち、基準地震動策定のための海洋プレート内地震の地震動評価について、本年9月17日に開催された「地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(62)」における提出資料の変更箇所について、本日提出された追加資料を用いて説明があった。原子力規制庁から、変更箇所について確認した旨を伝えるとともに、先行例を踏まえた効率的な審査対応について、その方針を確認し、今後の改善努力を求めた。

6. 提出資料

- ・東通原子力発電所1号炉 コメントリスト(地震・津波関係): 審査会合
- ・東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち
海洋プレート内地震の地震動評価について
- ・東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち
海洋プレート内地震の地震動評価について
(補足説明資料)
- ・東通原子力発電所 基準地震動の策定のうち
海洋プレート内地震の地震動評価について
(参考;先発プラントとの比較)